

2024 年合格目標 司法書士講座

基礎マスター &

択一式対策講座【理論編】

テキスト

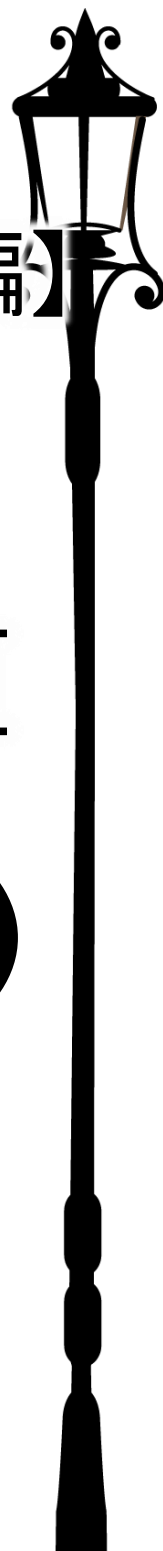
不動産登記法 I

無料体験
受講用

※無断複写・転載を禁じます。

※「択一式対策講座【理論編】
不動産登記法」の第1回講義
において扱う予定の部分を
掲載しています。

TAC



2024 年合格目標 司法書士講座

択一式対策講座【理論編】
不動産登記法
補足資料

※無断複写・転載を禁じます。

TAC

テキスト I p237

【相続登記等の申請義務】(村松等「令和 3 年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」P 260～281)

遺言(※)の有無	申請義務等	その他
有	認識後 3 年以内の遺言による相続登記 (76 の 2 I 前段・後段)	遺言の内容に従った登記がされた場合に、その後に遺産分割が行われたときであっても、当該遺産分割に基づく追加的申請義務はない (76 の 2 II 括弧書参照)。
	認識後 3 年以内の相続人申告登記 (76 条の 3 I・II)	遺言の発見前に相続人申告登記がされていれば、重ねて登記 (遺言による相続登記・遺贈登記) を要しない。
無	認識後 3 年以内の法定相続登記 (76 の 2 I 前段)	—
	認識後 3 年以内の相続人申告登記 (76 条の 3 I・II)	—

※ 遺言

- ① 「不動産を特定の相続人に相続させる」趣旨の遺言 (特定財産承継遺言)
- ② 「不動産を特定の相続人に遺贈する」趣旨の遺言 (相続人に対する遺贈)

テキスト I p237

【遺産分割と相続登記等の申請義務】

(村松等「令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」P260～281)

成立の有無	相続登記・相続人 申告登記の有無	申請義務等
3年以内 不成立	無	認識後3年以内の相続登記(76の2Ⅰ前段)又は相続人申告登記(76条の3Ⅰ・Ⅱ) *3年経過後に遺産分割が成立した場合は遺産分割成立3年以内の遺産分割による登記(76の2Ⅱ)
	相続登記	*3年経過後に遺産分割が成立した場合は遺産分割成立3年以内の遺産分割による登記(76の2Ⅱ)
	相続人申告登記	*3年経過後に遺産分割が成立した場合は遺産分割成立3年以内の遺産分割による相続登記(76の3Ⅳ) ※
3年以内 成立	無	㊦認識後3年以内の相続登記(76の2Ⅰ前段) ㊧遺産分割成立3年以内の遺産分割による相続登記(76の2Ⅰ前段) *㊧をすれば㊦は不要 *相続人申告登記の申出による申請義務の履行不可(76の3Ⅱ括弧書)
	相続登記	遺産分割成立3年以内の遺産分割による登記(76の2Ⅱ)
	相続人申告登記	遺産分割成立3年以内の遺産分割による相続登記(76の3Ⅳ)

※ 相続人申告登記の申出後、法定相続分による相続登記がされた後に遺産分割がされた場合には、当該遺産分割によって法定相続分を超えて所有権を取得した相続人のみが当該遺産分割の結果を踏まえた所有権の移転の登記の申請義務を負う(76の2Ⅱ)。

テキスト I p237 「(5)」として

(5) 経過措置

登記法 76 条の 2 の規定は、その施行日（令和 6 年 4 月 1 日）前に所有権の登記名義人について相続の開始があった場合についても適用される。

この場合において、当該施行日前に所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日又は当該施行日のいずれか遅い日から 3 年以内に、その所有権の移転の登記を申請しなければならない。

また、遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者についても同様に、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日又は当該施行日のいずれか遅い日から 3 年以内に、その所有権の移転の登記を申請しなければならない。

さらに、法定相続分での相続登記がされた後に遺産の分割があったときは、当該遺産の分割によって法定相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産分割の日又は当該施行日のいずれか遅い日から 3 年以内に、その所有権の移転の登記を申請しなければならない（改正法附則 5 条 6 項）。

各 論

内（3年以内）に相続人申告登記の申出を行うことにより前記(a)の申請義務を履行した上で、遺産の分割の日から3年以内にその遺産の分割の結果を踏まえた所有権の移転の登記を申請することにより前記(b)の申請義務を履行することとなる(注)。

(注) 法定相続分での相続登記の申請によって代替することも可能である。この場合における遺産の分割の結果を踏まえた所有権の移転の登記については、更正の登記によることができる。

b 遺産の分割が前記(a)の申請義務の履行期間内（3年以内）に成立しなかった場合

この場合には、その履行期間内に相続人申告登記の申出がされていなければ、前記(a)の申請義務は履行していないこととなる。その後、遺産の分割が現に成立した時は、その遺産の分割の日から3年以内に遺産の分割の結果を踏まえた相続登記を行うことにより前記(b)の申請義務を履行することとなる（これにより、前記(a)の申請義務についても履行されたこととなる。）。

【相続登記後の申請義務に関する根拠規定】

	相続開始時における遺言の有無・内容			根拠規定	相続人申告登記の 申出による義務履行	
基本的義務	遺 言	無	法定相続分の割合に応じた所有権 取得 ★	76 の 2 I 前	可	
		有	特定財産承継遺言	76 の 2 I 前	可	
			相続人に対する遺贈	76 の 2 I 後	可	
	上記★において、遺産分割が成立した場合に おける相続人申告登記・相続登記の有無			根拠規定	相続人申告登記の 申出による義務履行	
遺言がない 事例におけ る義務	相続人 申告登記	無	法定相続分での相続登記	無	76 の 2 I 前	不可
				有	76 の 2 II ◆	不可
		有	法定相続分での相続登記	有	76 の 3IV ◆	不可
				無	76 の 3IV括弧 76 の 2 II ◆	不可

◆：遺産分割成立時の追加的申請義務を示す。

(参考：村松等「令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」P281)

3 登記手続 [H27 記述、H25 記述、H19 記述（債権者代位による相続登記）、H14 記述（2号仮登記に基づく本登記の前提としての債権者代位による相続登記）、H12 記述（債権者代位による相続登記。答案用紙に記載なし。）、H11 記述、H9 記述（以上、答案用紙に記載なし。）、H6 記述、H1 記述（遺贈の登記後の相続登記）]

(1) 意義

民法の起草者は、民法 177 条は、あらゆる物権変動に及ぶと考えており、大審院も、あらゆる物権変動に登記が必要であると解していた（大連判明 41.12.15）。この判例は、形式的には、現在も維持されているが、最判昭 38.3.22 が、A 及び B が共同相続した不動産につき、B が、勝手に単独で所有権を取得した旨の登記をし、更に第三取得者 C が B から所有権の移転の登記をうけた場合、A は、C に対し、自己の持分を登記なくして対抗できると説示したことから、実質的に修正されたものと評価されている。

(2) 単独申請

相続登記は、被相続人の死亡が唯一の相続の開始原因であることから、共同申請の根拠である対立当事者が存在しないため、その性質上、当然に単独で申請する（法 63 条 2 項）。

(3) 申請人

相続登記は、登記権利者が単独で申請することができる（法 63 条 2 項）。

共同相続の場合には、登記権利者が複数存在することになるが、この場合には、法定相続分による場合かこれと異なる場合か、相続人のうち相続分を取得しない者があるかどうかなどの個々の具体的な事情により、申請人が異なることになる。

相続放棄をした者があるときは、この者は申請人とならないため、この者を除く共同相続人が申請人となる。このことは、相続人のうちに生前に相続分を超える特別受益を受けた者がある場合も同様である（昭 49.1.8 民三 242 号）【H3-19-4】。また、遺産分割があり、共同相続人の 1 人が単独で不動産を相続することとなった場合には、この者だけが申請人となる（明 44.10.30 民刑 904 号）。

⇒ 相続放棄をした者に子がある場合でも、その子を相続人とする相続登記を申請することはできない（民法 887 条 2 項参照）【S58-29-4】。

もっとも、共同相続人の 1 人が相続人全員のために、保存行為として（民法 252 条ただし書）、相続登記を申請することができる（登記研究 114 号 P 42、登記研究 157 号 P 45(注)）【S58-19-3】。これは、共同相続人中の一部の者が、自己の相続分のみについて、相続登記を申請した場合【R4-21-オ、H12-23-エ、H3-27-5、S61-28-2】、又は共同相続人全員が、自己の相続分のみについて個々に別件として同時に相続登記を申請した場合には、これらの登記の申請は、いずれも却下されるからである（昭 30.10.15 民事甲 2216 号）。

（注）これとは異なり、共同相続人でない共有者は、他の共有者の相続登記を申請することができない（登記

研究 258 号 P 74)。

(4) 申請情報の内容

① 登記の目的（令 3 条 5 号）

登記の目的は、「所有権移転」、「何某持分全部移転」である。

② 登記原因及びその日付（令 3 条 6 号）

登記原因は「相続」であり、登記原因の日付は相続開始の日である。

③ 申請人の氏名及び住所（令 3 条 1 号）等

「相続人」として、申請人の氏名及び住所を申請情報の内容とする。共同相続の場合における相続登記を保存行為として相続人の一部の者から申請する場合は、申請人ではない相続人についても、申請情報の内容とする（令 3 条 11 号イ）。

(5) 添付情報

相続登記の添付情報は、次のとおりである。

① 登記原因証明情報（令別表 22 添付情報欄、別表 30 添付情報欄イ）

相続を証する市町村長、その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及びその他の登記原因証明情報を提供しなければならない。

具体的には、次のとおりである。

a 「市町村長」が職務上作成する情報

「市町村長」が職務上作成する情報とは、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【S59-15-1】、除籍謄本（除籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）である。

b 「その他の公務員」が職務上作成する情報

「その他の公務員」が職務上作成する情報とは、家庭裁判所書記官が作成する相続放棄申述受理証明書及び遺産分割の審判書又は調停調書の謄本である。

c 「その他の登記原因証明情報」

「その他の登記原因証明情報」とは、相続人や相続分を確定するため、被相続人が作成した遺言書、共同相続人が作成した遺産分割協議書【S59-15-2】、相続人が作成した相続分なきことの証明書等である。

なお、相続人の廃除の審判がされた場合にはその旨が戸籍に記録されることになるため（戸籍法 97 条）、相続人の廃除を証する情報を提供することを要しない【H29-20-オ、H25-17-1】。

⇒ 甲不動産の所有権の登記名義人である A が遺言を作成して死亡した。A には子 B 及び C が、C には子 D がおり、A が C を廃除する旨の遺言をし、その廃除の審判が確定した場合において、相続を登記原因とする A から B 及び D への所有権の移転の登記を申請するときは、当該廃除の審判書及び確定証明書を提供し

なければならない【H29-20-オ：×】。

- ② 住所証明情報（令別表 30 添付情報欄ハ）
- ③ 代理権限証明情報（令 7 条 1 項 2 号）

⇒ 被相続人の登記識別情報を提供することを要しない【S60-31-4、S59-15-4】。

(6) 登録免許税の額

登録免許税の額は、課税標準の金額である不動産の価額の 1,000 分の 4 である（登録法別表第一第 1 号（二）イ）【R2-27-エ、H23-27、S61-29】。

関連先例等

- 1 A が死亡し、その共同相続人である B 及び C が不動産の共有者となったが、その旨の登記をする前に B が当該不動産についての持分を放棄した場合には、A から B 及び C への相続を原因とする所有権の移転の登記を申請した後、B から C への持分の全部移転の登記を申請することを要する（登記研究 10 号 P 30）【H19-13-オ、H9-22-ウ、S63-23-5】。

cf. A の死亡により、B C が共同相続人となり、A 所有の不動産について、相続を登記原因とする B C への所有権の移転の登記がされた後、B がその持分を放棄した場合においては、C は、B と共同して、B 持分の移転の登記を申請することができる【S60-21-5】。

- 2 受託者である個人が死亡し受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時（死亡の時）に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなされるため（信託法 75 条 1 項）、単独の前受託者が死亡した場合には、新受託者に対する所有権の移転の登記を申請するのであって、前受託者の相続人は、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することはできない【H14-25-オ、H1-24-1】。
- 3 民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記等の事務の取扱いについて（通達）（平 25.12.11 民二 781 号）

民法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 94 号。以下「改正法」という。）が本日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記等の事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、この通達中「旧民法」とあるのは改正法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）を「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法をいいます。

記

第 1 改正法の概要

1 趣旨

改正法は、旧民法第 900 条第 4 号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続

分の2分の1とする部分（以下「本件規定」という。）は憲法違反であるとの最高裁判所平成25年9月4日決定（平成24年（ク）第984号及び第985号。以下「最高裁決定」という。）があったことに鑑み、本件規定を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等とするものである。

2 施行期日

改正法は、公布の日（本日）から施行するとされた（改正法附則第1項）。

3 経過措置

改正法は、最高裁決定のあった日の翌日である本年9月5日以後に開始した相続について適用するとされた（改正法附則第2項）。

なお、改正法附則第2項の規定は、同月4日以前に開始した相続については、何ら規定するものではない。

第2 不動産登記等の事務の取扱い

1 本年9月5日以後に開始した相続を原因とする不動産登記等について

新民法の規定を適用して、事務を処理すれば足りる。

2 本年9月4日以前に開始した相続を原因とする不動産登記等について

(1) 最高裁決定の判示する本件規定に係る憲法適合性の判断基準時及び先例としての事実上の拘束性

第1の3なお書きのとおり、改正法附則第2項は、本年9月4日以前に開始した相続について何ら規定するものではないが、最高裁決定においては、「本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである」旨が判示されるとともに、先例としての事実上の拘束性についても判示され、「憲法に違反する法律は原則として無効であり、その法律に基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであることからすると、本件規定は、本決定により遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断される以上、本決定の先例としての事実上の拘束性により、上記当時以降は無効であることとなり、また、本件規定に基づいてされた裁判や合意の効力等も否定されることになる」とされつつ、「本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない」とされている。

(2) 最高裁決定の判示を踏まえた事務の取扱い

ア(ア) 本日以降にされる不動産登記等の申請（代位によるものを含む。）若しくは嘱託（以下「申請等」という。）又は本日現在において登記若しくは却下が未了の申請等であって、平成13年7月1日以後に開始した相続における法定相続（遺言や遺産分割等によることなく、被相続人の法定相続人となったこと自体に基づき、民法の規定に従って法定相続分に応じて不動産等を相続したことをいう。以下同じ。）に基づいて持分その他の権利を取得した者を表題部所有者又は登記名義人とする登記をその内容とするものについては、嫡出でない子の相続分が嫡出である子の相続分と同等であ

るものとして、事務を処理するものとする。

(イ) 本日以降にされる申請等又は本日現在において登記若しくは却下が未了の申請等であって、平成 13 年 7 月 1 日以後に開始した相続における法定相続以外の遺言や遺産分割等に基づいて持分その他の権利を取得した者を表題部所有者又は登記名義人とする登記をその内容とするものについては、当該遺言や遺産分割等の内容に従って事務を処理すれば足りる。

イ 本日以降にされる申請等又は本日現在において登記若しくは却下が未了の申請等であって、平成 13 年 7 月 1 日以後に開始した相続における法定相続に基づいて持分その他の権利を取得した者を表題部所有者又は登記名義人とする登記に係る更正の登記をその内容とするもの等、ア(ア)及び(イ)以外の申請等については、当該申請等に係る登記の原因に応じて、当該登記の内容が上記最高裁決定の判示する「本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係」に基づくものであるかどうか等を判断し、事務を処理するものとする。

関連先例等

【戸籍謄本等】

1 戸籍謄本及び戸籍抄本については、作成後 3 月以内のものであることを要しない（昭 35.2.5 民事甲 286 号）【S61-28-1】。

2 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の 22 の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭 44.3.3 民事甲 373 号）。

しかしながら、上記回答が発出されてから 50 年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提供することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治 5 年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平 28.3.11 民二 219 号）【R3-19-7】。

3 遺産分割の調停に基づいて相続登記を申請する場合には、申請情報と併せて、戸籍謄抄本等を提供することを要しない（昭 37.5.31 民事甲 1489 号）【H10-23-エ、H5-26-4、H3-17-2、S59-15-3】。

⇒ 被相続人の死亡の年月日の記載がない遺産分割の調停調書も登記原因証明情報の一部となるが【H2-20-4】、この場合には、被相続人の死亡の記載がある戸籍謄本を添付しなければならないと解される。

【相続放棄申述受理証明書】

- 4 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を嘱託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる（平 26.4.24 民二 265 号）。

これを受けて、震災復興事業とは関連のない相続を原因とする所有権の移転の登記の申請においても、相続放棄申述受理証明書と同等の内容が記載された「相続放棄等の申述の有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答書」や「相続放棄申述受理通知書」を登記原因証明情報の一部とすることができる（登記研究 808 号 P 147）。

- 5 共同相続人のうち特定の相続人が限定承認をし、他の共同相続人は相続放棄をした場合の相続登記の申請においては、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本及び限定承認をした旨を証する家庭裁判所の限定承認受理証明書の他に、相続人を確定するために必要となる戸籍謄本又は除籍謄本及び相続放棄をした者に係る家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書を提供しなければならない（登記研究 699 号 P 187）。

5 の 2 相続の放棄に関する戸籍先例等

- (a) 次順位の弟としても身分を有する養子が相続の放棄をした場合には、第 1 順位である被相続人の子としての相続権と次順位である兄弟としての相続権も放棄したものとなる（昭 32.1.10 民事甲 31 号）。
- (b) 被相続人の長女が兄弟である二男を養子とし、長女が被相続人よりも先に死亡していた場合には、二男の相続の放棄は、子としての相続権も、長女の代襲相続人としての相続権も放棄したものとなる（昭 41.2.21 民事三 172 号）。
- (c) 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人(注 1)が、相続を証する情報として、戸(除)籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者(妻)としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本(注 2)及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない（平 27.9.2 民二 363 号、登記研究 820 号 P 95～102）【H29-19-エ】。

(注 1) 申請人は、被相続人の唯一の相続人として、配偶者(妻)及び妹としての相続人の資格を併有していた。

(注 2) 相続放棄申述受理証明書には、「被相続人との続柄」の記載がないため、当該証明書だけでは、相続人がどの相続人の資格で相続の放棄をしたのかは、明らかとはならない。これに対して、相続放棄申述書については、「被相続人との続柄」がその記載事項とされている（家事事件手続規則 105 条 1 項 2 号）。

相続の放棄は、特定の相続人としての資格を放棄することであるから、相続人としての資格を 2 つ有すると考える以上、放棄し得る資格というのも 2 つ有すると考えるのが自然である。また、相続の放棄の性質、趣

旨として、相続の放棄は単純でなければならないとか、一部の放棄は許されないというのは、特定の相続資格に基づく相続の放棄の枠内における要請にとどまり、相続の放棄をし得る資格を2つ有することを認めるかどうかということには直結しないと考えられる。

そうすると、実体法上、相続の放棄の効果がどの相続人の資格に及ぶのかについては、相続の放棄をする者がどの相続人の資格において、相続の放棄をする意思があったのかという、当該相続人の意思解釈の問題であるということができ、相続の放棄の効果が当然に他の相続人の資格にも及ぶと解することはできない。

本件の登記の申請においては、相続の放棄をした者が裁判所の申述したことを証する書面として、申請人及び子の相続放棄申述受理証明書のほか、申請人が配偶者(妻)としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書が提供されている。このことから、登記官は、当該申請における添付情報から、申請人は、配偶者として相続の放棄をしたが、妹としては相続の放棄をしていないことが明らかとなっていると判断することができると思われる。

なお、この先例により、上記(a)及び(b)の先例が変更されたわけではなく、提供された添付情報から、相続人の資格を併有する者が、どの相続人の資格で相続の放棄をしたのかが明らかとならない場合には、そのいずれの資格においても相続の放棄をしたものとして取り扱うことになる(登記研究 820 号 P102)。

5の3 債権者が相続登記を相続人に代位して申請する場合において、その添付情報として相続放棄の申述がないことを証明する情報の提供は、必ずしも要しない(令 3.7.29 民二 886 号)。

【遺言書】

6 検認を経していない自筆証書である遺言書を提供してする相続登記の申請は、却下される(平 7.12.4 民三 4343 号)【H31-13-ウ、H14-23-2】。

7 登記の申請情報と併せて提供された自筆証書による遺言書の家庭裁判所の検認期日の審問調書に、相続人中の1人が、「遺言書は遺言者の自筆ではなく押印は遺言者の使用印ではないと思う。」旨の陳述をした旨の記載があるときは、遺言内容による登記の申請に異議がない旨の当該陳述者の証明書(印鑑証明書付)の添付を要する(平 10.11.26 民三 2275 号)【H27-25-イ】。

8 「共同相続人中の1人であるAに相続させる」との文言がある遺言書に基づいて相続登記を申請する場合には、遺言書のほか、被相続人に相続が開始したこと、Aが相続開始時において適法な相続人であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本等を提供しなければならない(登記研究 386 号 P99、登記研究 458 号 P94。Aの他に相続人が存在するかどうかを証する戸籍謄本を提供する必要はない。)【H5-26-2】。

これに対して、「甲土地を共同相続人中の1人である第Aに相続させる」との文言がある遺言書に基づいて相続登記を申請する場合には、遺言書のほか、被相続人に相続が開始したこと、Aが相続開始時において適法な相続人であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本等を提供しなければならないが、この戸籍謄本は、Aが弟であることを証するものだけでなく、第1順位及び第2順位が存在するかどうかを証するものでなければならない